

# 鳥取県家畜伝染病対策会議

平成22年12月9日(木) 午後3時から  
鳥取市尚徳町 とりぎん文化会館第2会議室

## 1 挨拶

## 2 協議事項

(1) 鳥根県における高病原性鳥インフルエンザの発生概要及び本県の対応について

(2) 韓国における口蹄疫の発生状況について

(3) 両伝染病に対する今後の対応について

### 【配付資料一覧】

#### 高病原性鳥インフルエンザ関係

- |     |   |
|-----|---|
| 資料1 | 鳥根県における高病原性鳥インフルエンザの発生概要 (農林水産省プレスリリース) |
| 資料2 | 鳥取県のこれまでの対応について                         |
| 資料3 | 病原性鳥インフルエンザに係る今後の対応                     |
| 資料4 | 監視体制の強化について (農林水産省通知)                   |
| 資料5 | 鳥インフルエンザセーフティネット事業について                  |
| 資料6 | パンフレット「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために」         |

#### 口蹄疫関係

- |     |                        |
|-----|------------------------|
| 資料7 | 口蹄疫に関する情報 (農林水産省情報)    |
| 資料8 | 情報等の周知について (農林水産省通知)   |
| 資料9 | パンフレット「韓国で口蹄疫が再発しました！」 |

# 農林水産省

プレスリリース

平成22年11月29日

農林水産省

## 島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」の設置について

- 本日、島根県の農場の採卵鶏に、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。このため、本日、農林水産省に「高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置・開催し、今後の対処方針を決定しました。
- 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん及び卵等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

### 1. 農場の概要

所在地：島根県安来(やすぎ)市

飼養状況：採卵鶏（成鶏2万羽、育雛3,300羽）

### 2. 経緯

- (1) 本日、島根県は、死亡鶏の通報を受けて農場の立入検査を実施。
- (2) 顕著な死亡率の上昇は認めないが、インフルエンザ簡易検査で5羽中3羽陽性。
- (3) 同県は当該農場に対し、家きん・卵等の移動の自粛を要請するとともに、追加検査のため採材。
- (4) 家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることを確認。
- (5) 今晚、約30羽の死亡が確認されたこともあり、現時点で疑似患畜とする。

### 3. 今後の対応

本日、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、農林水産省に鹿野大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置・開催し、今後の対処方針を以下のとおり決定しました。

1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
4. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
5. 島根県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
6. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
7. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

### 4. その他

- (1)当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん及び卵等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていませ  
ん。
- (2)現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことか  
ら、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3)今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱する  
ことがないよう、御協力をお願いします。

— お問い合わせ先 —

消費・安全局動物衛生課  
担当者: 伏見、嶋崎  
代表: 03-3502-8111(内線4581)  
ダイヤルイン: 03-3502-5994  
FAX: 03-3502-3385

[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

**農林水産省**

# 農林水産省

プレスリリース

平成22年12月2日

農林水産省

## 島根県において確認された高病原性鳥インフルエンザのウイルス分析結果について

- 島根県で発生した高病原性鳥インフルエンザの患畜から分離されたウイルスについて、(独)農研機構動物衛生研究所における遺伝子解析の結果、強毒タイプであることを確認しました。

### 1.概要

島根県安来(やすぎ)市で発生した高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)について、(独)農研機構動物衛生研究所が、分離されたウイルスの遺伝子解析を実施しました。

この結果、当該ウイルスが強毒タイプであることを確認しました。

また、遺伝子解析の結果から、本年10月に北海道で野生のカモの糞から分離されたウイルスと、極めて近縁であることが明らかになりました。

### 2.今後の対応

今回分離されたウイルスについて、鶏に対する病原性を検査しています。

### 3.その他

- 高病原性鳥インフルエンザは、鶏等の鳥の病気であり、感染鶏の肉や卵が市場に出回ることはありませんが、仮に感染鶏の肉や卵を摂取しても人が感染することはなく、人体には影響ありません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

#### — お問い合わせ先 —

消費・安全局動物衛生課

担当者:伏見、山本(健)

代表:03-3502-8111(内線4581)

ダイヤルイン:03-3502-5994

FAX:03-3502-3385

[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

第36回家きん疾病小委員会概要

(平成22年11月30日開催)

- 1 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、本病の防疫措置に当たっては、初動の対応が重要であり、移動制限、迅速な殺処分及び焼埋却及び消毒等の一連の防疫措置を徹底すること。
- 2 移動制限区域内の他の農場について、速やかに感染の有無を検査すること。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置すること。
- 4 本病のまん延防止と再発防止のためには、感染経路の究明が重要であり、そのためには、科学的なデータに基づいた詳細な疫学的調査が不可欠である。そこで、ウイルス学、疫学、野生動物等の専門家からなる疫学調査チームを速やかに現地に派遣し、専門的な見地から感染経路の究明に当たると同時に防疫措置についても助言すること。
- 5 特に人への感染予防の観点から、公衆衛生部局との連携を密にすること。

# 農林水産省

**プレスリリース**平成22年12月3日  
農林水産省

## 高病原性鳥インフルエンザウイルスのN亜型の確定について

- 鳥根県で発生した高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、(独)農研機構動物衛生研究所により性状を検査した結果、本日、N亜型が判明し、H5N1亜型(強毒タイプ)であることを確認しました。

### 1. 概要

- (1) 鳥根県で発生した高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、(独)農研機構動物衛生研究所により性状を検査した結果、本日、N亜型はN1亜型であることが判明し、H5N1亜型(強毒タイプ)であることを確認しました。
- (2) (独)農研機構動物衛生研究所では、引き続きウイルスの遺伝子解析等を行う予定です。

### 2. その他

- (1) 高病原性鳥インフルエンザは、鶏等の鳥の病気であり、感染鶏の肉や卵が市場に出回ることはありませんが、仮に感染鶏の肉や卵を摂取しても人が感染することはない、人体には影響ありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

### — お問い合わせ先 —

消費・安全局動物衛生課  
担当者: 伏見、嶋崎  
代表: 03-3502-8111(内線4581)  
ダイヤルイン: 03-3502-5994  
FAX: 03-3502-3385[ページトップへ](#)Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)**農林水産省**

# 農林水産省

プレスリリース

平成22年12月5日  
農林水産省

## 高病原性鳥インフルエンザの発生農場における防疫措置完了について

- 島根県において発生が確認された高病原性鳥インフルエンザについて、本日14時33分に、発生農場での防疫措置が完了しました。
- 今後、定期的な消毒、移動制限区域内の清浄性確認検査を実施するとともに、明日から21日間、移動制限区域内で新たな発生が認められなければ、移動制限を解除する予定です。

### 1. 概要

先月29日に島根県において、疑似患畜が確認された高病原性鳥インフルエンザについて、本日14時33分に、発生農場における防疫措置(殺処分した鶏及び汚染物品の焼却並びに鶏舎の消毒作業等)がすべて完了しました。

### 2. 今後の予定

今後、発生農場の定期的な消毒、移動制限区域内の清浄性確認検査を実施するとともに、明日から21日間、移動制限区域内で新たな発生が認められなければ、移動制限を解除する予定です。(27日午前0時予定)

### 3. その他

- (1) 高病原性鳥インフルエンザは、鶏等の鳥の病気であり、感染鶏の肉や卵が市場に出回ることはありませんが、仮に感染鶏の肉や卵を摂取しても人が感染することはない、人体には影響ありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

#### — お問い合わせ先 —

消費・安全局動物衛生課  
担当者: 伏見、山本(健)  
代表: 03-3502-8111(内線4581)  
ダイヤルイン: 03-3502-5994  
FAX: 03-3502-3385

[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

# 農林水産省

プレスリリース

平成22年12月7日  
農林水産省

## 「高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム 第1回 検討会」の開催について

- 農林水産省は12月8日(水曜日)に、「高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム 第1回 検討会」を開催いたします。
- 会議は非公開ですが、冒頭のカメラ撮影は可能です。

### 1 概要

鳥根県における高病原性鳥インフルエンザの疫学調査に係る検討のため、「高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム 第1回 検討会」を開催いたします。

### 2 開催日時及び場所

(1) 日時

平成22年12月8日(水曜日)13時～15時

(2) 場所

農林水産省 7階 第3特別会議室(ドアNo.714)

東京都 千代田区 霞が関1-2-1

### 3 予定議題

- (1) 鳥根県における高病原性鳥インフルエンザの感染源及び感染経路について
- (2) その他

### 4 取材に関するお願い

会議は個人情報保護の観点から非公開としますが、冒頭のカメラ撮影は可能です。

<添付資料>(添付ファイルは別ウインドウで開きます。)

- [高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム委員名簿\(PDF:29KB\)](#)

### — お問い合わせ先 —

消費・安全局動物衛生課

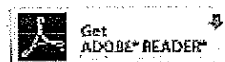
担当者: 伏見・嶋崎

代表: 03-3502-8111(内線4581)

ダイヤルイン: 03-3502-5994

FAX: 03-3502-3385

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

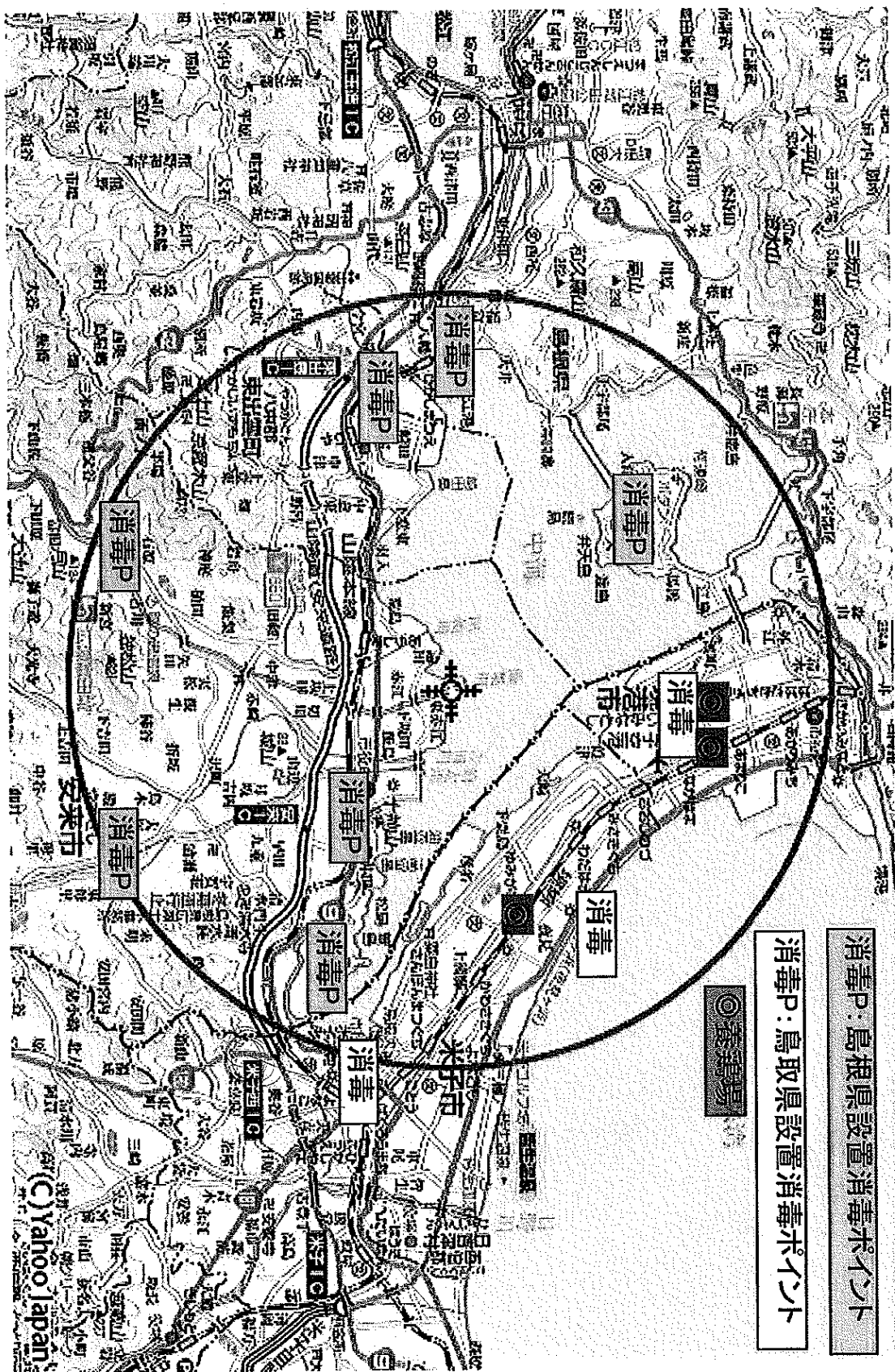




## 高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム第1回検討会の概要

(平成22年12月8日開催)

- 1 死亡鶏の発見状況から、発見時は極めて感染初期であるものと考えられた。
  - 2 12月2日に実施した現地調査の結果、以下のことを確認した。
    - (1) 発生農場について
      - ① 死亡鶏が発見された場所は鶏舎の出入り口から最も離れた場所であり、農場主以外が立ち入ることのない場所であった。
      - ② 経営者及び従業員に高病原性鳥インフルエンザの発生国への渡航歴はなかった。
      - ③ 鶏への飲用水は、地下水が閉鎖された経路で給与されていた。
      - ④ 鶏舎に設置されていた防鳥ネットは一部が破れたり編み目のサイズが比較的大きかった。
      - ⑤ 高床式鶏舎であるため、野鳥等の小動物が侵入できる鶏糞の搬出口があった。
      - ⑥ 発生当初の鶏舎内に小型の野鳥が侵入していたことを聞き取った。
      - ⑦ 鶏舎内におけるネズミやハエ等の存在も確認された。
    - (2) 発生農場の周辺について
      - ① 農場周辺にはカラスを含む陸生野鳥が比較的多く認められた。
      - ② 発生農場は中海(\*)に近接し、その周辺は中海の中でも水鳥が多く集まりやすい所であった。
      - ③ 今回の発生時期が中海への渡り鳥の飛来時期(終期)に一致していた。
- \*中海：発生農場から数十メートルの距離にある全国第5位の広さを有する汽水湖。多くの渡り鳥が飛来する。
- 3 感染源及び感染経路については、現地調査の結果に加え、死亡鶏から分離されたウイルスが今年の10月に北海道の野生のカモの糞から分離されたウイルスと極めて近縁であることが確認されたことから、今回の発生は野鳥により中海などの発生農場周辺に運ばれたウイルスが野鳥又は野生動物等を介して発生農場の鶏舎に侵入した可能性がある。したがって、引き続き、分離されたウイルスの性状解析、環境中からのウイルス分離及び感染実験等を進め、感染源及び感染経路の調査を進めることとされた。



島根県で発生した高病原性鳥インフルエンザに対する本県のこれまでの対応経過

H22.12.8

畜産課

日	時	項目	内容
H22.11.29	11:05	島根県からの一報受理	安来市内の養鶏場で鳥インフルエンザ簡易キットで陽性
		3家保へ連絡	・島根県内で疑い事例発生との連絡 ・10km圏内に3農場
	15:00～ 17:00	移動自粛要請	西部家保が半径10キロ圏内の3農場に要請
		立入検査	西部家保が3農場に立入検査→異常なし
	20:30	知事協議	防疫対策会議の開催について
		島根県公表	高病原性鳥インフルエンザの疑い強い
	23:00	島根県安来市で発生した高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策会議	知事以下関係部局参集 発生状況、本県における防疫対策、今後の対応協議
H22.11.30	0:00	島根県疑似患畜確定	農林水産省がPCR検査をもって疑似患畜とした
	7:30	3農場の調査	西部家保が3農場の調査(臨床検査、抗体検査、ウイルス遺伝子検出検査)
		消毒ポイント稼働 3カ所×3人体制	7:00～21:00 ・竜ヶ山(境港市三軒屋町4043) ・陰田(米子市陰田町付近 R180線米子バイパス)  11:30～21:00 ・弓ヶ浜(米子市富益町付近 R431弓ヶ浜展望駐車場)
	8:30	県内養鶏農家緊急調査	各家保が緊急調査、農家指導実施 全戸(88戸)異常なし (鳥取家保8戸、倉吉家保33戸、西部家保47戸)
		島根県公表	疑似患畜の殺処分開始
	13:00～ 12/2	移動制限区域内における愛玩鳥、愛玩鶏の発生状況検査採材	家保が検査実施(6班体制、境港市17戸495羽、米子市43戸393羽)→12/6異常なし
	13:00	知事現地視察	陰田消毒ポイント等
		県民等からの相談件数	8件
		消毒ポイントでの消毒台数	14台

日	時	項目	内容
	17:00	高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策本部会議	島根県・農林水産省の対応や本県の対応状況及び今後の対応を確認
	23:00	3農場調査PCR検査結果陰性	移動制限区域内の3戸のPCR検査50羽すべて陰性
H.22.12.1	10:00	高病原性鳥インフルエンザに係る庁内連絡会議	これまでの情報共有と庁内の連絡体制の整備
	15:00 現在	鶏卵、鶏肉の風評被害防止対策	くらしの安心推進課が衛生上問題ないことを食品関係機関へ通知。不適正表示に関する調査実施
		商工団体への注意喚起 情報提供依頼、経営相談窓口の設置	商工業者向け制度融資、経営相談窓口を設置。
		西部の教育施設での鳥飼育状況調査	42校・園(209羽)異常なし
		農林水産省公表	動物衛生研究所において高病原性インフルエンザH5亜型のA型ウイルスを確認
		HP多言語化	中国語、英語、韓国語、カダログ語、タイ語、アラビア語
		県民等からの相談件数	24件
		消毒ポイントでの消毒台数	29台
H.22.12.2		緊急対応を想定	動員計画、資材の調達等について準備
	6:55	島根県公表	安来市の疑似患畜21,549羽の殺処分完了し、焼却を開始。
	13:00	3農場抗体検査結果判明	陰性
	15:00 現在	環境省、鳥取県、島根県合同野鳥サーベランス打合せ	中海、宍道湖の糞便調査・野鳥捕獲調査
		県内鳥インフル関係施設調査、動物病院での野鳥対応	発生農場から県内業者への納入なし
		保健師の配置確認 タミフル備蓄状況確認	・配置スケジュール確認 ・25,500人分備蓄
		中国地方整備局への依頼	・照明車4台応援準備 ・災害対策車出動準備

日	時	項目	内容
		県内教育施設での鳥飼育状況調査	55校(507羽)異常なし
		県内社会福祉施設	飼養鶏の注意喚起、飼養状況確認 異常なし
		県内観光関係者	県の対応状況について周知
		HP多言語化	3言語追加
		県内中小企業社への影響調査	食肉加工3社、精肉卸・販売8社、飲食店10社、百貨店・スーパー7社、ホテル・旅館4社
	16:30	3農場ウイルス分離検査結果判明	陰性
	17:30	高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策本部会議「安全宣言」	鳥根県・農林水産省の対応や本県の対応状況及び今後の対応を確認
	23:00	農林水産省に協議鶏卵出荷再開の協議	3戸の農場の鶏卵出荷再開について
	23:40	農林水産省から回答	3戸の農場の鶏卵出荷再開の回答
		県民等からの相談件数	26件
	消毒ポイントでの消毒台数	45台	
H.22.12.3		養鶏農家防鳥ネット立入り検査	各家保・農林局が連携し、ネットの破れ等の指摘・補修 調査終了農家23/86戸(鳥取家保8/8戸、倉吉家保7/33戸、西部家保8/47戸)
		移動制限区域内の愛玩鶏、愛玩鳥を対象とした発生状況検査	倉吉家保が実施12/3現在異常なし(60戸281検体)
		鳥取砂丘こどもの国対応	バードゲージへの入場禁止措置
		県民等からの相談件数	11件
		消毒ポイントでの消毒台数	55台
H.22.12.4		養鶏農家防鳥ネット立入り検査	調査終了農家48/88戸(鳥取家保8/8戸、倉吉家保8/33戸、西部家保32/47戸)
		視覚障がい者、聴覚障がい者等に対する情報周知	関係団体等へ依頼
		県内公立学校で飼養している鳥の状況調査	55校異常なし
		県民等からの相談件数	12件
		消毒ポイントでの消毒台数	47台

日	時	項目	内容
H22.12.5		養鶏農家防鳥ネット立入り検査	調査終了農家62/88戸(鳥取家保8/8戸、倉吉家保8/33戸、西部家保32/47戸)
		県民等からの相談件数	3件
		消毒ポイントでの消毒台数	13台
H22.12.6		養鶏農家防鳥ネット立入り検査	調査終了農家83/88戸(鳥取家保8/8戸、倉吉家保28/33戸、西部家保47/47戸)
		愛玩鳥を対象とした発生状況調査終了	異常認められず
		県内公立学校で飼養している鳥の状況調査	55校異常なし
		県民等からの相談件数	18件
		消毒ポイントでの消毒台数	28台
H22.12.7		国要望	本県で緊急的、集中的に実施している対策に対する財政的支援、再発防止に全力を尽くすことについて要望→松木政務官から趣旨は了解との回答
		鶏卵贈呈	知事から松木農林水産大臣政務官へ
		養鶏農家防鳥ネット立入り検査	88戸調査終了 改善を指導した農家16/88戸
		県民等からの相談件数	11件
		消毒ポイントでの消毒台数	43台 本日から県、米子市、境港市、JA西部が合同で実施
H22.12.8		消毒命令	県内養鶏場農家の一斉消毒 実施期間:H22.12.10~H22.12.31
		県民等からの相談件数	5件
		消毒ポイントでの消毒台数	44台

# 鳥取県における消毒ポイントの設定について

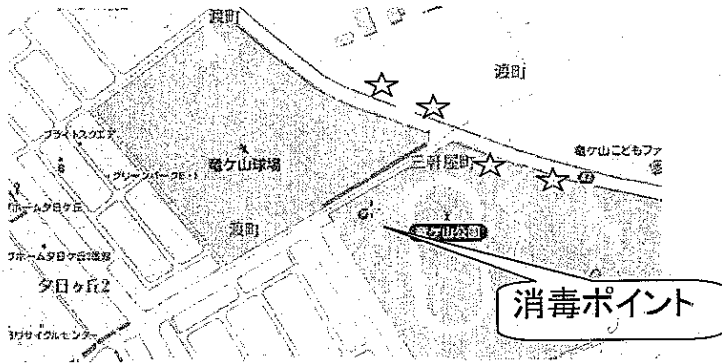
平成22年11月30日

鳥根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生をうけて、鳥取県では、移動制限区域10km地点付近に消毒ポイントを3カ所設定しました。区域内から区域外に出ようとする、養鶏関係車両は開設時間内に必ず消毒ポイントを通っていただきますようお願い申し上げます。

1. 竜ヶ山ポイント(境港市三軒屋町4043)  
→ 境港市営陸上競技場駐車場
2. 陰田ポイント(米子市陰田町付近)  
→ 国道180号線米子バイパス、米子西IC南100m付近
3. 弓ヶ浜ポイント(米子市富益町付近)  
→ 弓ヶ浜展望駐車場: 国道431号線美保湾岸

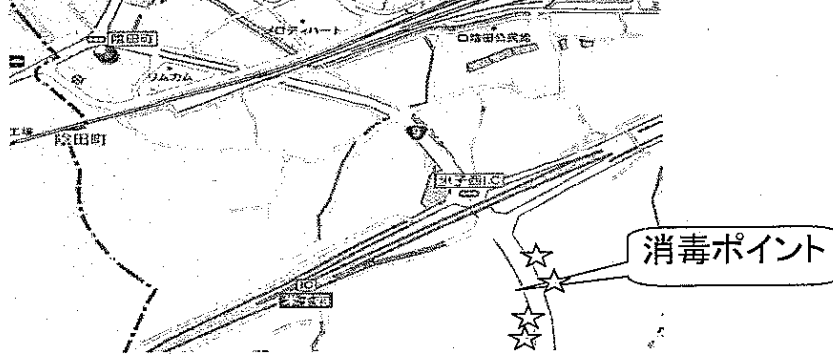
※消毒ポイント開設時間: 午前7時～午後9時

## <竜ヶ山ポイント>



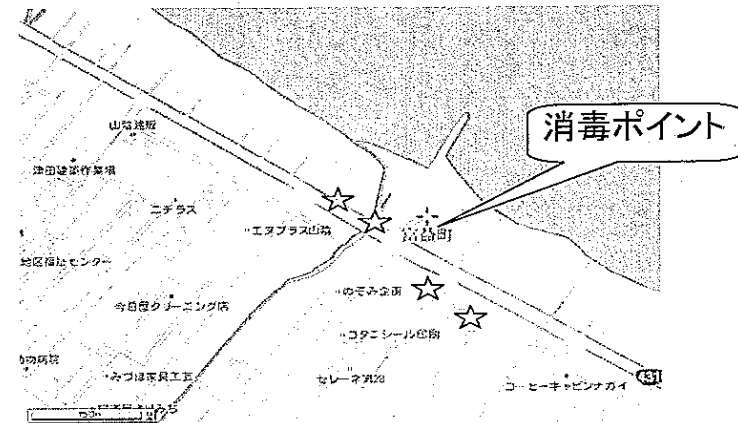
☆:消毒ポイント予告看板

## <陰田ポイント>



☆:消毒ポイント予告看板

## <弓ヶ浜ポイント>



☆:消毒ポイント予告看板

# 鳥インフルエンザに関する報告 (22.12.8 15時現在)

## 農林水産部畜産課

### 1 発生の概要 (1)

11月29日(月)、島根県安来市において、高病原性鳥インフルエンザの疑いの強い事例が発生し、島根県から一報受理(11時05分)。

12月1日(水)、A型インフルエンザウイルスH5亜型の患畜と確定

12月3日(金)、H5N1亜型(強毒タイプ)と確定

#### 1 発生農場の概要

安来市の採卵鶏農家(成鶏20,000羽・育雛3,300羽)

#### 2 経緯

11月29日(月)

- 朝 ・農場主が5羽の死亡を確認
- 午前 ・県松江家畜衛生部が簡易検査で5羽中3羽の陽性を確認
- 〃 ・農場主に対し、飼養する鶏・卵等の移動自粛の要請
- 〃 ・県家畜病性鑑定室へ検体を搬入
- 20:30 ・PCR検査で高病原性鳥インフルエンザの疑いが強い事例の発生と判断

11月30日(火)

- 0:00 ・農林水産省がPCR検査をもって疑似患畜と判断

12月 1日(水)

- ・(独)農研機構動物衛生研究所において、A型インフルエンザウイルスH5亜型の患畜と確定



# 1 発生の概要 (2)

## 2 経緯(続き)

12月2日(木)

○安来市で発生した高病原性鳥インフルエンザの患畜から分離されたウイルスについて、(独)農研機構動物衛生研究所における遺伝子解析の結果、強毒タイプであることが確認された。

○野鳥サーベイランス警戒レベルの引き上げ

※島根県で確認された高病原性鳥インフルエンザウイルスが、強毒タイプであることが確認されたため、環境省が実施している野鳥サーベイランスの警戒レベルが引き上げられた。

※鳥取県及び島根県:発生地から半径10km以内はレベル3に引き上げ  
それ以外の地域はこれまでどおりレベル2(他の都道府県もレベル2)

12月3日(金)

・(独)農研機構動物衛生研究所において、H5N1亜型(強毒タイプ)であることを確認

12月4日(土)

16:46 焼却対象の鶏(21,549羽)の焼却炉への投入完了

20:56 ウイルス汚染の可能性のある卵(1トン)の焼却炉への投入完了

12月5日(日)

14:33 発生農場における防疫措置がすべて完了

# 2 本県の対応状況 (1)

11月29日(月)

11:05 島根県内の疑い事例発生の通報

15:00 西部家畜保健衛生所が、島根県の発生農場から半径10km圏内の3農場に移動自粛要請

15:00 西部家畜保健衛生所が立入検査を実施し、異常の無いことを確認  
~17:00

23:00 「島根県安来市で発生した高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策会議」を開催し、発生状況、本県における防疫対策、今後の対応を確認

11月30日(火)

7:00 消毒ポイント稼働(3カ所×3人体制、21:00まで)

7:30 西部家畜保健衛生所が、3農場の臨床検査、抗体検査、ウイルス遺伝子検出検査を実施 → 結果陰性

8:30 各家畜保健衛生所が、県下全農家の立入検査を開始

13:00 知事現地視察 陰田消毒ポイント等

〃 移動制限区域内における発生状況検査を開始

17:00 「高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策本部会議」を開催し、島根県・農林水産省の対応や本県の対応状況及び今後の対応を確認

12月1日(水)

10:00 「高病原性鳥インフルエンザに係る庁内連絡会議」を開催し、これまでの情報共有を行なうとともに、庁内の連絡体制を整備 (知事と幹部へ定時報告17:00)

## 2 本県の対応状況 (2)

12月2日(木)

- 緊急対応を想定して、動員計画、資材の調達等について準備
- 畜産課から各家畜保健衛生所へ、農林局と連携し、養鶏農家の防鳥ネットの立入検査を指示。  
ネットの破れ等があれば指摘し、農場とともに補修
- 13:00 抗体検査結果が判明 ⇒ 陰性
- 16:00 環境省・鳥取県・島根県合同野鳥サーベイランス打合会に参加(公園自然課)  
今後の取組み等について協議(※詳細は別紙)
- 16:30 ウイルス分離検査結果が判明 ⇒ 陰性
- 17:30 「高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策本部会議」を開催

12月3日(金)

- 移動制限区域内の採卵鶏農場3戸の鶏卵の出荷を再開
- 各家畜保健衛生所が農林局と連携し、養鶏農家の防鳥ネットの立入検査を実施。ネットの破れ等があれば指摘し、農場とともに補修  
(検査を終了した農家)  
鳥取家保 8 / 8戸 倉吉家保 7 / 33戸 西部家保 8 / 47戸(制限区域内3戸含む) 計23 / 88戸
- 移動制限区域内の愛玩鶏、愛玩鳥を対象とした発生状況検査は倉吉家畜保健衛生所病性鑑定室で実施中  
※12/3 15時現在、異常なし。採材は11/30~12/2で終了(60戸、281検体)。

## 2 本県の対応状況 (3)

12月4日(土)

- 各家畜保健衛生所が農林局と連携し、養鶏農家の防鳥ネットの立入検査を実施。ネットの破れ等があれば指摘し、農場とともに補修  
(調査を終了した農家)  
鳥取家保 8 / 8戸 倉吉家保 8 / 33戸 西部家保 32 / 47戸(制限区域内3戸含む) 計48 / 88戸

12月5日(日)

- 各家畜保健衛生所が農林局と連携し、養鶏農家の防鳥ネットの立入検査を実施。ネットの破れ等があれば指摘し、農場とともに補修  
(調査を終了した農家)  
鳥取家保 8 / 8戸 倉吉家保 8 / 33戸 西部家保 46 / 47戸(制限区域内3戸含む) 計62 / 88戸

12月6日(月)

- 各家畜保健衛生所が農林局と連携し、養鶏農家の防鳥ネットの立入検査を実施。ネットの破れ等があれば指摘し、農場とともに補修 → 本日中午に全農場の確認を終了する予定  
(調査を終了した農家)  
鳥取家保 8 / 8戸 倉吉家保 28 / 33戸 西部家保 47 / 47戸(制限区域内3戸含む) 計83 / 88戸

## 2 本県の対応状況 (4)

12月6日(月)続き

○愛玩鳥を対象とした発生状況調査終了 →異常は認められず

※採材日:11月30日~12月2日

検査対象:米子市43戸(飼養羽数393羽)、境港市17戸(飼養羽数495羽)

※今後、移動制限区域内での清浄性を再度確認するため、12月下旬に2回目の検査を実施予定

12月7日(火)

○国要望

・本県で緊急的、集中的に実施している対策に対する財政的支援、再発防止に全力を尽くすことについて要望 →松木農林水産大臣政務官より趣旨は了解との回答

・知事から松木農林水産大臣政務官へ県内農家の鶏卵を受け渡し(農家のメッセージ入り)

○本日から、県、米子市、境港市、JA西部が合同で消毒ポイントでの消毒を実施

○各家畜保健衛生所が農林局と連携し、養鶏農家の防鳥ネットの立入検査を実施。ネットの破れ等があれば指摘し、農場とともに補修 → 全農場の確認を終了

(調査を終了した農家)

計88/88戸 鳥取家保 8戸 倉吉家保 33戸 西部家保 47戸(制限区域内3戸含む)

(改善指導を実施した農家)

計16/88戸 → 改善を確認済

## 2 本県の対応状況 (5)

12月8日(水)

○12月7日付けの知事命令により県内養鶏農場の一斉消毒を実施

(1)実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生の予防のため

(2)実施する区域

県内全域の養鶏農場(88農場)

(3)実施の期日

平成22年12月10日(金)~12月31日(金)まで

(4)消毒実施の内容

ア 県の家畜防疫員の指示に従い、消石灰を農場内(鶏舎の周囲及び農場外縁部)に散布。消毒に必要な消石灰の一部は県が購入し、養鶏農家に配布。

イ 実施の根拠

家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒方法の実施に係る知事命令により実施(平成22年鳥取県告示第729号)

12月9日(木)(予定)

○鳥取県家畜伝染病対策会議の開催

12月15日(水)、16日(木)(予定)

○清浄性確認検査のための採材を予定(愛玩鶏飼養者等)

## 2 本県の対応状況 (6)

※各部署の主な対応状況等(12/1 15:00現在)

(文化観光局)

- 県民向けのお知らせについて、在住外国人個人向けにホームページで提供するよう多言語への翻訳作業に着手。(中国語、英語、韓国語、タガログ語、タイ語、アラビア語)  
⇒中国語、英語、韓国語については12/1中に公開

(生活環境部)

- 鶏卵・鶏肉の風評被害防止について(くらしの安心推進課)  
通常流通しているものについては、食品衛生上問題ないことを、食品関係機関に通知(12/1付)
- 鶏肉・鶏卵の不適正表示に関する調査の実施(くらしの安心推進課)  
各総合事務所あてに、下記のとおり不適正表示の確認調査を依頼するとともに、各所が委嘱している食の安全モニター(50名)の方々への協力依頼も併せて依頼。

(商工労働部)

- 商工団体へ注意喚起及び事業者の影響等について情報提供を依頼  
→各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会
- 相談窓口対応  
→防災局の電話相談窓口の一つとして、制度融資・経営相談窓口を設定。  
・対応窓口:経済通商総室 経営支援室 金融担当 【0857-26-7453】

## 2 本県の対応状況 (7)

※各部署の主な対応状況等(12/1 15:00現在) 続き

(教育委員会)

- 西部の教育施設での飼育している鳥の状況
    - ・県立高校、県立支援学校、私立学校 0校
    - ・中学校 1校(5羽)
    - ・小学校 21校(148羽)
    - ・保育所・幼稚園 20園(56羽) 合計 42校・園(209羽)
- ⇒全て異常無し(簡易検査で陰性2羽を含む)

## 2 本県の対応状況 (8)

※各部署の主な対応状況等(12/2 15:00現在)

(生活環境部)

- 環境省・鳥取県・島根県合同野鳥サーベイランス打合会に参加(公園自然課)  
本日16時から島根県庁において、環境省が鳥取県と島根県担当者を参集し、野鳥のサーベイランスの打合会を開催。  
(鳥取県参加:公園自然課長ほか)

<内容>

- (1)1日午前の鳥インフルエンザに係る専門家会合を受けて、中海及び宍道湖にて、環境省による糞便調査及び野鳥の捕獲調査を3日以降実施することについて
- (2)死亡野鳥調査の実施方法を当面の間以下の通り変更したいことについて  
(変更案)
  - ①【中海鳥獣保護区】  
実施者:環境省  
実施方法:死体を回収後、鳥取大学へ送付し検査。
  - ②【10km制限区域内(中海鳥獣保護区外)】  
実施者:鳥取県  
実施方法:死体を回収後、鳥取大学へ送付し検査。
  - ③【その他の地域】  
実施者:鳥取県  
実施方法:死体を回収後、簡易検査の後、陽性の場合は鳥取大学、陰性の場合は国立環境研究所へスワブ(検体)を送付

## 2 本県の対応状況 (9)

※各部署の主な対応状況等(12/2 15:00現在)続き

(生活環境部)続き

- 県内鳥インフル関係施設調査結果(くらしの安心推進課)  
県内の食鳥処理業者、選卵業者、化製場、鶏糞肥料業者について調査したところ、島根県発生農場からの鶏、卵、鶏糞の納入はないことを確認。
- 県内スーパーマーケットによる不適正表示関係について(くらしの安心推進課)  
本日、県東部地域のスーパーマーケットで不適正表示を確認したが、指導により、すでに対応済。
- 動物病院での野鳥への対応について(くらしの安心推進課)  
県が傷病鳥獣の治療を委託している動物病院に、野鳥が持ち込まれた際の対応及び県への連絡について依頼を行った。

## 2 本県の対応状況 (10)

※各部署の主な対応状況等(12/2 15:00現在) 続き

(福祉保健部)

○12/2 緊急対応を想定して

- ・保健師の配置及び作業スケジュールについて確認
- ・タミフルの備蓄状況(西部)を確認 → 25,500人分(1人10カプセル)

※必要な場合は、西部の備蓄分を使用する

(県土整備部)

○緊急対応を想定して、中国地方整備局に照明車4台の応援準備を依頼

○災害対策車の出動準備

## 2 本県の対応状況 (11)

※各部署の主な対応状況等(12/3 15:00現在)

(文化観光局)

○12/2 県内観光関係者へ県の対応状況について周知

○12/2 県民向けのお知らせについて、在住外国人個人向けに、タガログ語、タイ語、アラビア語を追加でホームページ公開(対応言語:中国語、英語、韓国語、タガログ語、タイ語、アラビア語)

(生活環境部)

○環境省・鳥取県・鳥根県合同野鳥調査等に関する打合せの概要(公園自然課)※詳細はDB参照

・12月2日(木)午後4時から5時30分まで

・鳥根県庁会議室

・出席者 環境省(鳥獣保護業務室)、中四国事務所、自然環境研究センター

鳥根県(森林整備課、鳥獣対策室)

鳥取県 公園自然課 尾崎課長、前田、東部総合 池田、西部総合 金涌

<打合せ項目>

1. 緊急調査の実施について

環境省が自然環境研究センターに委託して以下の調査を実施する。

(1)野鳥捕獲調査(マスコミ非公開)

(2)追加糞便調査

2. 死亡個体調査の実施について(半径10km範囲の死亡個体の鳥取大学への移送)

○明日(12/4)、環境省樋高政務官が環境省調査を現地視察の予定

(場所未定、鳥取県立会不要)

## 2 本県の対応状況 (12)

※各部署の主な対応状況等(12/3 15:00現在) 続き

(福祉保健部)

- 12/2 移動制限区域内及び米子市(旧淀江町を除く)の社会福祉施設に、飼養鳥の注意喚起、飼養状況の確認を行った。(12/2 17時現在異常無し)
- 12/2 県内全ての社会福祉施設に対し、鳥インフルエンザの発生情報の提供、飼養鳥の注意喚起、飼養状況の確認を行った。(12/3 15時現在異常無し)
- 12/3 「鳥取砂丘こどもの国」に設置されている鳥に親しむバードゲージへのお客様への入場を禁じる措置を講じた。

(商工労働部)

- 12/2 県内中小企業者等への影響調査とりまとめ(※詳細はDB参照)
- 電話によるヒアリング調査(調査対象)計34社
  - (内訳) 食肉加工:3社、精肉卸・販売:8社、飲食店:10社、百貨店・スーパー:7社、ホテル・旅館:4社
  - ・売上げについて、現状では大きな影響が出ておらず、事態を見守りたいという声が多い。
  - ・一方で、一部の消費者には、不安感等から買い控えの動きもあり、今後の風評被害等の影響を懸念する声もある。
  - ・仕入れについては、事態の終息に時間がかかれば、影響が出てくる可能性もある。
  - ・県内への感染拡大を防いで欲しい声が多い。
  - ・鶏肉・鶏卵は安全であるというメッセージをマスコミ等を通じて発信して欲しいという声もあり。

## 2 本県の対応状況 (13)

※各部署の主な対応状況等(12/4 15:00現在)

(生活環境部)

- 環境省樋高政務官が現地調査
  - 調査場所:国指定中海鳥獣保護区(大井地区湖岸)、安来市赤江、能義平野
- 追加糞便調査(環境省実施)の状況
  - 調査関係者11名(調査受託機関4、環境省5、島根県2)により島根県側中海周辺2地区と能義平野1地区で実施。カモ類、コハクチョウ、カラス等の糞合計151個を採取。
  - 検体は鳥取大学に運ばれ、概ね10日後に結果が判明する。

(福祉保健部)

- 視覚障がい者、聴覚障がい者等に対する鳥インフルエンザ情報の周知
  - (社)鳥取県視覚障害者福祉協会、鳥取県ろうあ団体連合会等の関係団体等へ依頼

(教育委員会)

- 県内県立高等学校・特別支援学校、市町村立小中学校で飼育している鳥の状況
  - ・県立高校 1校
  - ・特別支援学校 2校
  - ・中学校 1校
  - ・小学校 51校 ⇒異常無し

※各部署の主な対応状況等(12/5 15:00現在)

新たな対応は特になし

## 2 本県の対応状況 (14)

※各部署の主な対応状況等(12/6 15:00現在)

(生活環境部)

環境省が以下の調査を実施(鳥取県内での調査は無し)。

○野鳥捕獲調査【12月4～5日終了:捕獲数計100羽(捕獲予定数100羽)】

○追加糞便調査【12月4日～実施中:5日段階で926個体を採取(採取個体予定数1000個体)】

(農林水産部)

○西部3養鶏農場の状況を聞き取り(西部農林局)

・家畜保健衛生所職員が巡回、聞き取り

・鶏卵の出荷が再開され、やや元気が回復した模様。

(教育委員会)

○県内県立高等学校・特別支援学校、市町村立小中学校で飼育している鳥の状況

・県立高校 1校

・特別支援学校 2校

・中学校 1校

・小学校 51校

⇒異常無し

## 2 本県の対応状況 (15)

※各部署の主な対応状況等(12/7 15:00現在)

(生活環境部)

○野鳥サーベランスの警戒レベルを引き上げたことにより環境省が実施中の検査等の状況

・追加糞便調査(12/3～12/6)

糞便採取(約1000個)が6日に終了。米子市側の中海周辺では6日に93個採取。

→今後、ウイルス分析を実施し、結果判明には10日程度必要

・野鳥の生息状況の監視(死亡野鳥の探索も含む)(11/30～毎日)

→現在のところ感染が疑われる死亡個体や野鳥は発見されていない



## 2 本県の対応状況 (16)

※各部署の主な対応状況等(12/8 15:00現在)

(商工労働部)

- 県の制度融資「高病原性鳥インフルエンザ対応枠」の募集を開始  
高病原性鳥インフルエンザによる直接或いは間接の影響を受けている中小企業者への融資制度を創設し、本日より募集を開始。

※県民から県への相談件数(12/8 15:00現在)

11/30～昨日まで 111件 本日 5件 累計 116件

※県内消毒ポイントでの消毒台数(12/8 14:00現在)(消毒地点:陰田、竜ヶ山、弓ヶ浜)

11/30～昨日まで 274台 本日 44台 累計 318台

## 3 島根県の対応状況 (1)

【島根県】

11月30日(火)、島根県危機管理対策本部会議を開催

(農林水産部)

- ・最終的な検査結果を待たず、発生農場の鶏については疑似患畜として扱い、可及的速やかに殺処分等の措置を実施。併せて、10km圏内の農場については、移動・搬出等の制限を実施

- ・消毒ポイントの設置及び関係車両の消毒開始 (11/30)

- ・疑似患畜の殺処分を開始し、育雛3,300羽の処分が18:30に終了 (11/30)

(商工労働部)

- ・観光への風評被害が心配されるため、県外事務所(東京・大阪・広島)に対して、風評被害の防止に向けた対応を要請

- ・商工業者向け相談窓口の開設、対策資金(セーフティネット資金)の発動を検討

(健康福祉部)

- ・各保健所において、相談窓口を設置

- ・各市町村、医師会、医療機関に対して情報提供

### 3 鳥根県の対応状況 (2)

#### 【鳥根県】

12月1日(水)(11:00現在)

- ・動物衛生研究所への検体の輸送について  
本日(12/1)午後の飛行機で輸送予定  
⇒ A型インフルエンザウイルスH5亜型であることが確認された
- ・疑似患畜の殺処分を昨日に引き続き実施  
9:00 殺処分開始(20,000羽)

12月2日(木)(15:00現在)

- ・殺処分について  
6:55 殺処分終了(計 21,549羽を処分)
- ・車両消毒について  
消毒ポイント10ヶ所で継続
- ・鶏の焼却について  
9:39 鶏投入開始(12/4終了予定)
- ・県内農家での異常事例の報告無し
- ・環境省職員の来県  
16:00 今後実施する取組みについて鳥根県及び鳥取県に説明するため、環境省担当者が来県
- ・第2回危機管理対策本部会議を開催(17:00)

### 3 鳥根県の対応状況 (3)

#### 【鳥根県】(続き)

12月3日(金)

○県内養鶏農家の防鳥ネット等の緊急調査をスタート

11:30 移動制限区域内にある採卵鶏農家(1戸)の家きん卵の移動を認めた  
(ただし、12/3は当該農家からの卵の出荷はない)

12月4日(土)

○鶏の焼却を継続。本日終了予定

鶏の焼却終了後、卵、飼料の焼却作業を実施予定。12/5(日)終了予定。

鶏の焼却(焼却対象:21,549羽) 16:46投入完了

ウイルス感染の可能性のある卵(1t)を前倒し焼却処分 20:56投入完了

非汚染の卵(2t)、飼料(26t)、消毒済の物品(作業着等)は、産廃処分を行うこととした。

○県内養鶏農家の防鳥ネット等の緊急調査継続実施(16施設)

○鶏舎関係作業(床掃除、消毒)

成鶏舎(2棟)の床掃除、消毒、育雛舎(2棟)の消毒を完了 12/4(土)17:30完了

○車両消毒の継続

### 3 島根県の対応状況 (4)

#### 【島根県】(続き)

12月5日(日)

- 農場敷地内の使用資機材集積及び消毒(8:00 作業開始)
- 県内養鶏農家の防鳥ネット等の緊急調査継続実施
- 車両消毒の継続
- 発生農場における防疫措置完了(12/5(日)14:33完了)  
発生農場における殺処分した鶏及び汚染物品の焼却、鶏舎の消毒作業等がすべて完了
- 今後、定期的な消毒、移動制限区域内の清浄性確認検査を実施
- 第3回島根県危機管理対策本部会議を開催(15:00)

12月6日(月)(9:00現在)

- 車両消毒の継続
- 養鶏場の防鳥ネットの緊急調査継続実施

### 4 国の対応状況 (1)

#### 【農林水産省】

11月29日(月)の農林水産省プレスリリースによる今後の対応

- 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、農林水産省に鹿野大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置・開催し、対応方針を決定。
1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫設置を迅速かつ的確に実施
  2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施(11/30)
  3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置(11/30)
  4. 松木農林水産大臣政務官が現地視察  
15:00に島根県知事と面会し、その後16:00から安来市内の消毒ポイントを視察(11/30)
  5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行なえるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣 (11/30)
  6. 島根県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣 (11/30)

## 4 国の対応状況 (2)

【農林水産省】 続き

12月1日(水)(農水省プレスリリースより)

○11/29(月)島根県において確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の検査結果  
⇒A型インフルエンザウイルスH5型亜型の患畜と確定

11/29(月)に島根県において確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、当該疑似患畜から分離されたウイルスを(独)農研機構動物衛生研究所において、本日(12/1)型別検査をした結果、A型インフルエンザウイルスH5型亜型の患畜と確定

○今後の対応

当該発生農場については、引き続き、殺処分、移動制限区域(半径10km)及び消毒ポイントの設定等の迅速な防疫措置を講じる。

12月2日(木)(農水省プレスリリースより)

○島根県で発生した高病原性鳥インフルエンザの患畜から分離されたウイルスの遺伝子解析の結果⇒強毒タイプであることを確認

島根県安来(やすぎ)市で発生した高病原性鳥インフルエンザ(H5型)について、(独)農研機構動物衛生研究所が、分離されたウイルスの遺伝子解析を実施した結果、当該ウイルスが強毒タイプであることを確認

## 4 国の対応状況 (3)

【農林水産省】 続き

12月3日(金)(農水省プレスリリースより)

○島根県で発生した高病原性鳥インフルエンザのウイルスの性状検査の結果

⇒N1亜型であることが判明し、H5N1型(強毒タイプ)であることを確認

島根県安来(やすぎ)市で発生した高病原性鳥インフルエンザ(H5型)について、(独)農研機構動物衛生研究所が性状を検査した結果、当該ウイルスがN1亜型であることが判明し、H5N1型(強毒タイプ)であることを確認

当該研究所では、引き続きウイルスの遺伝子解析等を行う予定

12月5日(日)(農水省プレスリリースより)

○島根県の発生農場における防疫措置が完了(12/5(日)14:33完了)

発生農場における殺処分した鶏及び汚染物品の焼却、鶏舎の消毒作業等がすべて完了

今後、定期的な消毒、移動制限区域内の清浄性確認検査を実施

12/6(月)から21日間(27日午前0時予定)、移動制限区域内で新たな発生が認められなければ移動制限を解除予定

【政府】

11月30日(火)

○島根県の農場の採卵鶏に、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに伴い、内閣総理大臣を本部長とする鳥インフルエンザ対策本部設置